

本文書は、日本企業の中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国外国投資法（草案意見募集稿）
（2015年1月19日商務部發布）

第1章	総則
第2章	外国投資家及び外国投資
第3章	参入許可管理
第4章	国家安全審査
第5章	情報報告
第6章	投資促進
第7章	投資保護
第8章	苦情調整処理
第9章	監督検査
第10章	法的責任
第11章	附則

第1章 総則

第1条【立法目的】

対外開放を拡大し、外国投資を促進及び規範化し、外国投資家の適法な権益を保護し、国家の安全及び社会公共の利益を維持保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第2条【適用範囲】

外国投資家の中国国内における投資に本法を適用する。

第3条【投資保護】

国は、法により外国投資家及び外国投資企業の適法な権益を保護する。

第4条【国内法の遵守】

外国投資家及び外国投資企業は、中国法を遵守しなければならないが、国家の安全及び社会公共の利益を損なってはならない。

外国投資家及び外国投資企業は、投資を行い、及び経営活動に従事する場合には、社会公德及び商業道徳を遵守し、信義誠実を貫き、社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

第5条【外資管理制度】

国は、統一的な外国投資管理制度を実行する。

第6条【内国民待遇】

外国投資家の中国国内における投資は、内国民待遇を享有する。但し、本法第23条【目

録制定手続】に基づいて制定される外国投資特別管理措置目録（以下「特別管理措置目録」という。）に別段の定めのある場合を除く。

第7条【投資促進】

国は、社会主義市場経済に適した外国投資促進政策を制定及び実施して、投資の円滑化を推進し、統一的で開放的かつ秩序ある競争が行われる市場体系を確立して健全化する。

第8条【公開透明性の原則】

外国投資家の中国国内における投資に対する国の管理は、公開性・透明性の原則を遵守しなければならない。

第9条【外国投資主管部門】

国務院の外国投資主管部門は、本法により全国の外国投資管理・促進業務を主管する。県級以上の地方各級人民政府の外国投資主管部門は、法定の権限により当該管轄区の外国投資管理・促進業務に責任を負う。

第10条【投資条約】

国は、平等互恵の原則に基づいて、他の国及び地域との投資を促進及び発展させ、多国間・二国間及び地域の投資条約、協約及び協定を締結する。

第2章 外国投資家及び外国投資

第11条【外国投資家】

本法において「外国投資家」とは、中国国内において投資する次の各号に掲げる主体をいう。

- (一) 中国国籍を有しない自然人
- (二) 他の国又は地域の法律により設立された企業
- (三) 他の国又は地域の政府及びその所属部門又は機構
- (四) 国際組織

前項所定の主体の支配を受ける国内企業は、外国投資家とみなす。

第12条【中国投資家】

本法において「中国投資家」とは、次の各号に掲げる主体をいう。

- (一) 中国国籍を有する自然人
- (二) 中国政府及びその所属部門又は機構
- (三) 前2号の主体の支配を受ける国内企業

第13条【国内企業】

本法において「国内企業」とは、中国法により中国国内において設立された企業をいう。

第14条【外国投資企業】

本法において「外国投資企業」とは、全部又は一部について外国投資家が投資し、かつ、中国法により中国国内において設立された企業をいう。

第15条【外国投資】

本法において「外国投資」とは、外国投資家が直接又は間接に従事する次の各号に掲げる投資活動をいう。

- (一) 国内企業の設立
- (二) 国内企業の株式、出資持分、財産持分、議決権その他これらに類する権益の取得

- （三）自身が前号にいう権益を保有する国内企業に対する期間1年以上の融資の提供
 - （四）国内又はその他中国の資源管轄領域に属する天然資源の探査・開発に係る特許に基づく権利の取得又はインフラ建設・運営に係る特許に基づく権利の取得
 - （五）国内の土地使用権、建物所有権等の不動産権利の取得
 - （六）契約、信託等の方式による国内企業の支配又は国内企業の権益の保有
- 国外取引によって国内企業の実質支配権が外国投資家へ移転することになった場合には、外国投資家の中国国内における投資とみなす。

第16条【不動産権利】

外国投資家が中国国内の土地使用権、建物所有権等の不動産権利を取得する場合には、関係する法律法規の規定を適用し、同時に本法第4章【国家安全審査】及び第5章【情報報告】の規定も遵守しなければならない。

第17条【非営利組織】

外国投資家が中国国内において非営利組織を設立し、又は非営利組織の権益を取得する場合には、関係する法律法規の規定を適用し、同時に本法第4章【国家安全審査】及び第5章【情報報告】の規定も遵守しなければならない。

第18条【支配】

本法において「支配」とは、特定の企業について、次の各号に掲げる条件のいずれかに適合する状況をいう。

- （一）当該企業の百分の50以上の株式、出資持分、財産持分、議決権その他これらに類する権益を直接又は間接に保有する場合
- （二）当該企業の株式、出資持分、財産持分、議決権その他これらに類する権益の直接又は間接の保有が百分の50未満ではあるが、次に掲げる状況のいずれかがある場合
 1. 当該企業の董事会又はそれに類する意思決定機構の半数以上の構成員を直接又は間接に任命する権利を有している。
 2. 自身の指名した者によって当該企業の董事会又はそれに類する意思決定機構の半数以上の議席の取得を確保する能力を有している。
 3. 享有する議決権が出資者会、出資者総会又は董事会等の意思決定機構の決議に対して重大な影響を及ぼすのに十分である。
- （三）契約、信託等の方式を通じ、当該企業の経営、財務、人事又は技術等に対して決定的な影響を与えることができる場合

第19条【実質支配者】

本法において「実質支配者」とは、外国投資家又は外国投資企業を直接又は間接に支配する自然人又は企業をいう。

第3章 参入許可管理

第1節 一般規定

第20条【外資参入許可制度】

国は、統一的な外国投資参入許可制度を実行し、外国投資を禁止又は制限する領域に対

しては、特別管理措置目録により管理を実施する。

第21条【外資参入許可主管部門】

外国投資主管部門は、関係部門と共同して外国投資に対し参入許可管理を実施する。

第22条【特別管理措置目録】

外国投資家及びその投資に対して中国投資家及びその投資を下回る待遇を与え、又はその他の制限を加える場合には、法律、行政法規又は国務院の決定の形式をもって規定をし、かつ、特別管理措置目録に盛り込まなければならない。

第23条【目録制定手続】

特別管理措置目録は、国務院が統一して制定し、かつ、発布する。

国務院の外国投資主管部門は、関係部門と共同して、国が締結した多国間・二国間及び地域の投資条約、協約及び協定並びに外国投資に関する法律、行政法規及び国務院の決定に基づき、特別管理措置目録の制定又は調整に係る提言を申し入れ、国務院の審議に付託する。

第24条【目録の分類】

特別管理措置目録は、実施禁止目録及び実施制限目録に分かれる。

実施制限目録には、外国投資に対する制限条件を詳細に明記しなければならない。

第25条【実施禁止目録】

外国投資家は、実施禁止目録に明記された領域に投資してはならない。

外国投資家が国内企業の株式、出資持分、財産持分その他の権益又は議決権を直接又は間接に保有する場合には、当該国内企業は、実施禁止目録中に明記された領域に投資してはならない。但し、国務院に別段の定めのある場合を除く。

第26条【実施制限目録】

実施制限目録には、次の各号に掲げる状況が含まれる。

- (一) 国務院所定の金額基準を超える投資
- (二) 外国投資の実施が制限される領域

外国投資が実施制限目録に記載された状況に関係する場合には、実施制限目録所定の条件に合致させ、かつ、本法により外国投資主管部門に対して外国投資参入許可を申請しなければならない。

実施制限目録中に明記されていない場合には、参入許可を申請する必要はない。

第2節 参入許可

第27条【外資参入許可申請】

本法第26条【実施制限目録】第1項第(一)号所定の投資を実施する場合には、国務院の外国投資主管部門に対して参入許可を申請しなければならない。

本法第26条【実施制限目録】第1項第(二)号所定の投資を実施する場合には、国務院の外国投資主管部門又は省、自治区若しくは直轄市人民政府の外国投資主管部門に対して参入許可を申請しなければならない。具体的な許可権限の区分については、国務院が定める。

第28条【投資額の累積計算】

外国投資家は、2年の間に同一の投資事項に対して投資を複数回実施し、その投資金額

が累積で実施制限目録中所定の基準に達する場合には、本法により参入許可を申請しなければならない。

第29条【投資額への融資算入】

外国投資家は、自身が権益を保有する国内企業に対して期間1年以上の融資を直接又は間接に提供した場合には、融資額を投資額に繰り入れて計算しなければならない。

第30条【参入許可申請資料】

外国投資家は、本法第27条【外資参入許可申請】により外国投資主管部門に対して参入許可申請を提出する際には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 申請書。これには、次のものが含まれる。

1. 外国投資家及びその実質支配者の状況
2. 外国投資の基本情報。これには、投資金額、投資領域、投資地域、投資方式、出資比率・方式等が含まれる。
3. 特別管理措置の要求に適合していることについての説明
4. エネルギー資源、技術革新、雇用、環境保護、安全生産、地域の発展、資本項目管理及び業界の発展に対する外国投資の影響
5. 国家安全審査及び反独占審査が発生するか否かについての説明
6. 前置性業界許可を受ける必要がある場合には、業界主管部門が交付する許可証書を提出する。
7. 外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合には、当該外国投資企業の組織形態、統治構造等の情報を提出する。
8. 通知及び送達的方式

(二) 申請書の内容に関係のある文書及び証明資料

(三) 外国投資家及びその実質支配者の陳述、表明並びに申請資料の真実性及び完全性に対する約束

外国投資主管部門は、前項所定の内容に関連する資料を補充提出するよう外国投資家に要求することができる。

第31条【受理】

申請資料が揃っており、かつ、法定の形式に適合している場合には、外国投資主管部門は、参入許可申請を受理し、かつ、申請人に対して受理証を発行しなければならない。

申請資料が揃っておらず、又は法定の形式に適合していない場合には、その場で、又は5業務日内に、補正が必要な内容の全部を申請人に1回で告知しなければならず、期限を徒過しても告知しなかった場合には、申請資料を受領した日をもって受理したものとなる。

第32条【審査要素】

外国投資主管部門は、次の各号に掲げる方面から、外国投資に対して参入許可審査を行わなければならない。

- (一) 国家の安全に対する影響
- (二) 特別管理措置目録所定の条件に合致しているか否か
- (三) エネルギー資源、技術革新、雇用、環境保護、安全生産、地域の発展、資本項目管理、競争、社会公共の利益等に対する影響
- (四) 業界の発展に対する実質的な影響及び支配力

- （五）国際条約義務
- （六）外国投資家及びその実質支配者の状況
- （七）国務院所定のその他の要素

第33条【参入許可と業界許可の関係】

外国投資が前置性業界許可を受ける必要がある領域に及ぶ場合には、外国投資主管部門は、審査決定において、業界許可の獲得状況を説明する。

外国投資が非前置性業界許可を受ける必要がある領域に及ぶ場合には、外国投資主管部門は、審査の際に、関連する業界主管部門の意見を聴取しなければならない。業界主管部門が審査意見書を作成した場合には、外国投資主管部門は、審査決定において業界主管部門の審査意見について述べる。

第34条【参入許可と安全審査の連動】

外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、外国投資事項が国家の安全を害すること又は害する可能性があることに気付いた場合には、参入許可審査手続を一旦中止し、かつ、国家安全審査申請を提出するよう申請人に書面により告知しなければならない。参入許可審査を行う省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門が関係状況を国務院の外国投資主管部門に報告しなければならない。申請人が参入許可申請を取り下げた場合を除き、外国投資家は、本法第4章【国家安全審査】に従って国家安全審査申請を提出しなければならない。

第35条【審査期限】

外国投資主管部門は、参入許可申請を受理した日から30業務日内に審査を完了しなければならない。状況が複雑である場合には、30業務日延長することができる。

本法第34条【参入許可と安全審査の連動】所定の状況が発生し、かつ、国家安全審査手続に入る場合には、国家安全審査の実施期間は、前項に記載された審査期限に算入しない。

第36条【審査決定】

外国投資主管部門は、法により外国投資事項に対して認可、条件付き認可又は不認可の書面決定を下し、かつ、申請人に通知する。条件付き認可又は不認可の決定を下した場合には、理由を説明しなければならない。

第37条【付加条件の種類】

外国投資主管部門は、審査決定を下す際に、次の各号に掲げる1又は複数の条件を付加することができる。

- （一）資産又は業務の分離
- （二）持株比率の制限
- （三）経営期間の要求
- （四）投資地域の制限
- （五）地元の雇用比率又は数量の要求
- （六）国務院所定のその他の条件

外国投資主管部門は、上記の1又は複数の条件を付加する場合には、審査決定中に明記しなければならない。

第38条【意見の聴取】

外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、関連する部門、地方その他利害関係人

の意見を聴取することができる。

第39条【社会公衆の意見の聴取】

外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、申請事項が社会公共の利益に対して重大な影響を及ぼす可能性があると認める場合には、論証会の招集、公開ヒアリングの実施等の方式を通じて社会公衆の意見を聴取することができる。

第40条【弁明の機会】

外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、条件付き認可又は不認可の決定を下そうとする場合には、外国投資家に弁明の機会を与えなければならない。

第41条【認可決定の時効】

外国投資家は、認可決定が下された日から1年以内に投資行為を実行しない場合には、認可決定を下した外国投資主管部門に対して状況を説明しなければならない。外国投資主管部門が必要であると認める場合には、外国投資家は、参入許可申請を新たに提出しなければならない。

第42条【手続の実施】

外国投資について本法により参入許可を経なければならない場合には、外国投資家は、参入許可の獲得後に登記、外貨、税務等の手続を行わなければならない。

外国投資について本法により参入許可を申請する必要がある場合には、外国投資家は、関連する法律法規により登記、外貨、税務等の手続を行うことができる。

第43条【許可決定の公開】

外国投資主管部門は、社会に対して外国投資参入許可決定を公表しなければならない。但し、法により公開しない場合を除く。

第44条【付加条件の遵守報告】

外国投資について本法により条件付き参入許可を獲得した場合には、外国投資家又は外国投資企業は、本法第5章【情報報告】第4節【定期報告】により年次報告を提出する際に、前年度における付加条件を遵守した経営展開についての状況を同時に説明しなければならない。

第45条【実質支配状況によるみなし内資】

本法第11条【外国投資家】第1項第（二）号所定の外国投資家で、中国投資家の支配を受けているものは、中国国内において実施制限目録範囲内の投資に従事するにあたり、参入許可を申請する際に、書面による証明資料を提出し、当該投資を中国投資家の投資とみなすよう申請することができる。

外国投資主管部門は、参入許可審査を行う際に、外国投資家が前項の規定により提出した申請に対して審査を行い、中国投資家の投資とみなすか否かの審査意見を作成し、かつ、参入許可決定において説明を加えなければならない。

第46条【外資参入許可審査指南】

国务院の外国投資主管部門は、外国投資参入許可審査指南を作成及び公布しなければならない。

第47条【問合せ】

外国投資家及びその利害関係人は、外国投資参入許可の範囲及び手続について、本法第27条【外資参入許可申請】所定の外国投資主管部門に対し問合せを行うことができる。

外国投資主管部門は、問合せの申請を受けた後10業務日以内に、回答をしなければならない。

ない。

第4章 国家安全審査

第48条【安全審査制度】

国家の安全を確保し、外国投資を規範化及び促進するため、国は、統一的な外国投資国家安全審査制度を確立して、国家の安全を害し、又は害する可能性がある全ての外国投資に対して審査を行う。

第49条【安全審査連席会議】

国務院は、外国投資国家安全審査部門間連席会議（以下「連席会議」という。）を確立し、外国投資の国家安全審査の職責を担わせる。

国務院の発展改革部門及び国務院の外国投資主管部門は、連席会議の招集単位を共同担当し、外国投資に関係する関連部門と共に外国投資の国家安全審査を具体的に実施する。

第50条【投資家による安全審査申請】

外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性がある場合には、外国投資家は、国務院の外国投資主管部門に対して国家安全審査申請を提出することができる。

第51条【安全審査申請資料】

外国投資家は、国務院の外国投資主管部門に対して国家安全審査申請を提出する際に、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

(一) 申請書。これには、次のものが含まれる。

1. 外国投資家並びにその実質支配者及び高級管理職の状況
2. 外国投資の基本情報。これには、投資金額、投資領域、投資地域、投資方式、出資比率・方式、経営計画等が含まれる。
3. 外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があることについての説明
4. 外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合には、当該外国投資企業の組織形態、統治構造等の情報を提出する。
5. 通知及び送達的方式

(二) 申請書の内容に関係のある文書及び証明資料

(三) 外国投資家及びその実質支配者の陳述、表明並びに申請資料の真実性及び完全性に対する約束

国務院の外国投資主管部門は、国家安全審査の過程において、関連する資料を補充提出するよう外国投資家及びその他の当事者に要求することができる。

第52条【事前相談】

国務院の外国投資主管部門に対して安全審査申請を提出する前に、外国投資家は、関係する手続の問題について事前相談願を申し入れ、関係状況についてあらかじめ話し合うことができる。

第53条【安全審査を行う必要性の有無の確定】

国務院の外国投資主管部門は、第51条【安全審査申請資料】所定の申請資料を受領した後15業務日内に、関係する外国投資事項について国家安全審査を行う必要があるか否かを申請人に告知しなければならない。

国家安全審査を行う必要がある場合には、国务院の外国投資主管部門は、申請人に告知した後5業務日以内に、審査を行うよう連席会議に要請する。

第54条【投資家による安全審査申請の取下げ】

外国投資家は、国家安全審査申請を提出した後は、国务院の外国投資主管部門の同意を経ずに申請を取り下げてはならない。

第55条【職権による安全審査の始動】

連席会議は、国家の安全を害し、又は害する可能性がある外国投資について国家安全審査を行うことを職権により決定することができる。

関係する部門、業界協会、同業企業、川上・川下企業及び外国投資家以外のその他の当事者は、いずれかの外国投資について国家安全審査を行う必要があると認める場合には、国务院の外国投資主管部門に対して国家安全審査の実施申入れを行うことができる。連席会議は、国家安全審査を行う必要が確かにあると認める場合には、審査の実施を決定することができる。

連席会議が国家安全審査始動決定を下した場合には、国务院の外国投資主管部門は、外国投資家に書面により告知しなければならない。

第56条【安全審査の再実施】

次の各号に掲げる事由のある場合には、連席会議は、本法第55条【職権による安全審査の始動】により、既に審査された外国投資について国家安全審査を再実施することができる。

- (一) 外国投資家又はその他の当事者が審査の過程において関係状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供し、又は虚偽の陳述を行っていたとき。
- (二) 外国投資家又はその他の当事者が審査決定において付加された制限的条件に違反して投資を実施したとき。

第57条【安全審査要素】

外国投資に対して国家安全審査を行うにあたり考慮すべき要素には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- (一) 国防の安全に対する影響。これには、国防に必要な国内製品の生産能力、国内サービス提供能力及び関係する設備施設に対する影響、並びに重点的又はセンシティブな国防施設の安全に対する影響が含まれる。
- (二) 国家の安全に係る基幹技術の研究開発能力に対する影響
- (三) 国家の安全に係る領域における我が国技術の先端的地位に対する影響
- (四) 輸出入規制を受ける軍民両用物資及び技術の拡散に対する影響
- (五) 我が国の基幹インフラ及び基幹技術に対する影響
- (六) 我が国の情報及びネットワークの安全に対する影響
- (七) 我が国のエネルギー、食糧及びその他の基幹資源方面における長期需要に対する影響
- (八) 外国投資事項が外国政府の支配を受けているか否か
- (九) 国の経済の安定的運営に対する影響
- (十) 社会公共の利益及び公共の秩序に対する影響
- (十一) 連席会議が考慮すべきと認めるその他の要素

第58条【安全審査決定の類型】

国家安全審査結果に基づき、国務院又は連席会議は、次の各号に掲げる決定を下すことができる。

- （一）外国投資が国家の安全を害さない場合には、承認とする。
- （二）外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があるが、制限的条件を付加することによって除去することができる場合には、条件付き承認とする。
- （三）外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があり、かつ、除去することができない場合には、不承認とする。

第 59 条【安全審査への協力義務】

外国投資家及びその他の当事者は、連席会議が国家安全審査を行うのに協力し、審査に必要な情報を提供し、関係する質問又は調査を受け入れなければならない。

第 60 条【安全審査の段階】

連席会議が行う国家安全審査は、一般性審査段階及び特別審査段階に分かれる。

第 61 条【一般性審査の期限】

一般性審査は、国務院の外国投資主管部門が本法第 53 条【安全審査を行う必要性の有無の確定】により審査の実施を連席会議に要請した日又は連席会議が本法第 55 条【職権による安全審査の始動】により国家安全審査を行うことを決定した日から 30 業務日内に完了させなければならない。

第 62 条【一般性審査意見】

一般性審査を経た後に、連席会議は、外国投資が国家の安全を害しないと判断した場合には、審査意見を作成し、かつ、国務院の外国投資主管部門に書面により通知しなければならない。外国投資に、国家の安全を害するリスクが存在する可能性があるとして判断した場合には、特別審査の実施を決定し、かつ、国務院の外国投資主管部門に書面により通知しなければならない。

国務院の外国投資主管部門は、連席会議の審査意見を受領した後 5 業務日内に、申請人及び関係当事者に書面により通知する。

第 63 条【特別審査の期限】

特別審査は、本法第 62 条【一般性審査意見】の規定により特別審査手続を始動した日から 60 業務日内に完了させなければならない。

特別審査手続の始動後に、連席会議は、外国投資に対する安全評価を組織し、かつ、評価意見を併せ考慮して審査を行わなければならない。

第 64 条【特別審査意見】

特別審査を経た後に、連席会議は、外国投資が国家の安全を害しないと判断した場合には、書面審査意見を提出し、かつ、国務院の外国投資主管部門に書面により通知しなければならない。国務院の外国投資主管部門は、連席会議の審査意見を受領した後 5 業務日内に、申請人及び関係当事者に書面により通知する。

特別審査の過程において、連席会議は、外国投資が国家の安全を害し、又は害する可能性があるとして判断した場合には、書面審査意見を提出し、国務院に報告して決定を仰がなければならない。承認する場合には、国務院の外国投資主管部門が申請人及び関係当事者に書面により通知し、拒否する場合には、国務院が拒否決定を下す。

第 65 条【制限的条件の付加】

関係する外国投資によって国家の安全に対してもたらされうる危害を回避するため、申

請人は、審査決定が下される前に、関係する外国投資に制限的条件を付加する旨を国務院の外国投資主管部門に申し出ることができる。

連席会議は、当該申し出の有効性及び実行可能性に対して評価を行わなければならない。

連席会議は、評価結果に基づき、関係当事者と制限的条件の付加（投資に対して必要な調整を行い、もって国家の安全に対してもたらされうる危害を除去することが含まれる。）について取り決めることができる。

第 66 条【条件付き承認】

評価を経て、かつ、当事者と合意を達成した場合には、連席会議は、条件付き承認の決定を下すことができ、かつ、申請人及び関係当事者に告知するよう国務院の外国投資主管部門に書面により通知する。

第 67 条【付加条件に係る執行の監督】

外国投資について、本法に従い国家安全審査の制限的条件付き承認を獲得した場合には、外国投資家及び外国投資企業は、本法第 5 章【情報報告】第 4 節【定期報告】により年次報告を提出する際に、前年度における制限的条件の遵守についての状況を同時に説明しなければならない。

国務院の外国投資主管部門は、関係部門と共同して適切な措置を講じ、制限的条件の執行状況を監督しなければならない。関係当事者が制限的条件に違反して国家の安全に危害をもたらし、又は危害をもたらす可能性がある場合には、国務院の外国投資主管部門は、本法第 56 条【安全審査の再実施】の規定により、国家安全審査を再び要請することができる。

第 68 条【安全審査指南】

国務院の外国投資主管部門は、外国投資国家安全審査指南を作成及び公布しなければならない。

第 69 条【安全審査年次報告】

国務院の外国投資主管部門は、外国投資国家安全審査年次報告を作成及び公布しなければならない。

第 70 条【安全審査臨時措置】

国家安全審査手続の進行中に、国務院の外国投資主管部門は、必要な臨時措置を講じ、もって国家の安全を維持保護することができる。

第 71 条【安全審査強制措置】

国家安全審査の結果、外国投資が国家の安全に対し重大な危害を既にもたらし、又はもたらす可能性があるとして認定した場合には、国務院の外国投資主管部門は、外国投資を実施してはならないこと若しくは取りやめること、又は関連する出資持分若しくは資産の譲渡その他の有効な措置を講じて、国家の安全に対する外国投資の危害を除去若しくは回避することを当事者に命じなければならない。

国務院の外国投資主管部門は、関係部門と共同して必要な措置を講じ、国家の安全に対する外国投資の危害を除去又は回避することができる。

第 72 条【法的責任の負担】

外国投資家が国家安全審査を申請せずに投資を実施した場合において、国務院の外国投資主管部門が本法第 70 条【安全審査臨時措置】及び第 71 条【安全審査強制措置】に

より措置を講じ、既に実施されている投資に損害をもたらしたときは、外国投資家がこれを負担する。

第73条【行政再審議及び訴訟の免除】

本章により下された国家安全審査決定に対しては、行政再審議及び行政訴訟を提起してはならない。

第74条【外国投資金融領域安全審査制度】

外国投資家が金融領域に投資する場合の国家安全審査制度については、国務院が別途定める。

第5章 情報報告

第1節 一般規定

第75条【情報報告制度】

国は、外国投資情報報告制度を確立及び完全化し、遅滞なく、正確かつ全面的に全国の外国投資状況及び外国投資企業の運営状況を把握して、外国投資に係る法律法規及び政策の制定及び完全化並びに外国投資の促進及び誘導のために根拠を提供する。

第76条【情報報告の管理】

国務院の外国投資主管部門は、外国投資情報報告システムを確立し、情報報告管理制度を制定し、全国の外国投資情報の集約、分析、発布及び対外交渉業務に責任を負う。

第77条【外国投資分析報告】

国務院の外国投資主管部門は、年次外国投資分析報告を作成し、かつ、発布する。これには、外国投資の業界分析、経済的便益、社会的影響及び政策提言等の内容が含まれる。

第78条【情報報告の主体】

外国投資家及び外国投資企業は、本法により情報報告義務を履行しなければならない。

第79条【情報報告の経路】

外国投資家及び外国投資企業は、外国投資情報報告システムを通じて外国投資主管部門に情報を報告する。

第80条【事実に基づいた報告】

外国投資家及び外国投資企業は、本法によりありのままに、正確かつ完全に情報を提供しなければならない。虚偽の記載、誤解を与えるような陳述又は重大な脱漏があってはならない。

第81条【ポートフォリオ投資報告】

外国投資家は、国内の上場会社の株式を購入する場合には、「証券法」及び国務院証券監督管理機構の関連規定に従って報告、公告その他法定の義務を履行しなければならない。

外国投資家は、国内の上場会社の株式の10%以上を購入し、又は10%未満であっても国内上場会社の支配権に変更を生じさせた場合には、本章の規定により報告義務を履行しなければならない。

外国投資家は、国内の上場会社の株式の10%未満を購入し、かつ、国内上場会社の支配権の変化を生じさせていない場合には、本法第93条【年次報告の内容—ポートフォリ

オ投資】により報告義務を履行しなければならない。

第82条【報告情報の公示】

国务院の外国投資主管部門は、外国投資情報報告システムを通じ、外国投資家及び外国投資企業が提供した情報を社会に公示することができる。

第83条【報告情報の照会】

公民、法人その他の組織は、法により外国投資主管部門に対して外国投資情報の照会を申請することができる。

第84条【情報公示の例外】

外国投資情報が外国投資家及び外国投資企業の商業秘密又はプライバシーに及ぶ場合には、公開しない。但し、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

第2節 外国投資事項の報告

第85条【情報報告の時期】

外国投資家又は外国投資企業は、投資の実施前又は投資の実施日から30日以内に、本節の規定により情報報告を提出しなければならない。

外国投資の実施に対し法律法規に登記要求がある場合には、相応する登記を完了した日をもって投資実施日とし、登記要求がない場合には、投資取引が完了した日をもって投資実施日とする。

第86条【実際の投資による変化報告】

外国投資家は、投資実施前に情報報告を提出していた場合において、実際の投資状況に変化が生じたときは、投資実施日から30日以内に变化状況を報告しなければならない。

第87条【情報報告の内容】

外国投資家の中国国内における投資が外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合には、外国投資企業は、次の各号に掲げる情報を報告しなければならない。

- (一) 外国投資家の基本情報。これには、名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主たる事業、連絡担当者及び連絡方法が含まれる。
- (二) 外国投資の基本情報。これには、投資金額、投資源泉地、投資領域、投資地域、投資時期、投資方式、出資比率・方式及び関連行政許可の獲得又は届出の状況が含まれる。
- (三) 外国投資企業の基本情報。これには、名称、住所、組織機構コード、登録地、持分構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、連絡担当者及び連絡方法が含まれる。

外国投資家の中国国内における投資が外国投資企業の設立又は変更に及ばない場合には、前項（一）及び（二）号の内容のみ報告する必要がある。

外国投資主管部門は、前2項所定の情報に関連する資料を補充提出するよう外国投資家又は外国投資企業に要求することができる。

第88条【参入許可状況の報告】

外国投資について、本法の規定に従い参入許可を獲得する必要がある場合には、参入許可を獲得した後30日以内に報告義務を履行しなければならない。本法第87条【情報報告の内容】に従って関係情報を報告する以外に、参入許可獲得の関係状況も報告しなければ

ならない。

第3節 外国投資事項の変更報告

第89条【変更報告の内容】

外国投資事項に変更が生じた場合には、外国投資家又は外国投資企業は、変更事項の発生後30日以内に、変更報告を提出しなければならない。

前項にいう変更には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- (一) 外国投資家の名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主たる事業、連絡担当者及び連絡方法に変更が生じたもの
- (二) 外国投資家の身分について、合併、分割、破産、解散、廃止、取消し、抹消又は国籍変更、死亡が発生したことにより変更が生じたもの
- (三) 外国投資の投資金額、投資源泉地、投資領域、投資地域、投資時期、投資方式、出資比率・方式及び関連行政許可の獲得又は届出の状況に変更が生じたもの
- (四) 外国投資の権益について譲渡、リース、抵当権又は質権の設定が行われたもの
- (五) 外国投資企業の名称、住所、組織機構コード、登録地、持分構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、連絡担当者及び連絡方法に変更が生じたもの
- (六) 外国投資企業の身分について、合併、分割、破産、解散、廃止、取消し、抹消が発生したことにより変更が生じたもの

外国投資主管部門は、前項所定の情報に関連する資料を補充提出するよう外国投資家又は外国投資企業に要求することができる。

第90条【新たな参入許可の発生】

本法第89条【変更報告の内容】所定の変更事由が発生し、新たな外国投資の参入許可に至った場合には、外国投資家は、本法により参入許可を申請しなければならない。

第91条【参入許可条件違反】

本法第89条【変更報告の内容】所定の変更事由が発生し、外国投資参入許可に付加された条件に違反する可能性がある場合には、外国投資家は、変更報告を提出する際に、同時に説明を行い、かつ、解決案を提出しなければならない。参入許可を下した外国投資主管部門は、状況に応じて調査を展開することができ、必要であれば、救済措置の採用又は本法による参入許可の再申請を要求することができる。

第4節 定期報告

第92条【年次報告の内容】

外国投資家の中国国内における投資が外国投資企業の設立又は変更に及ぶ場合には、外国投資企業は、毎年4月30日までに、前年度の情報報告を提出しなければならない。これには、次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 外国投資家の基本情報。これには、名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主たる事業、連絡担当者及び連絡方法が含まれる。
- (二) 外国投資の基本情報。これには、投資金額、投資源泉地、投資領域、投資地域、

投資時期、投資方式、出資比率・方式及び関連行政許可の獲得又は届出の状況が含まれる。

- (三) 外国投資企業の基本情報。これには、名称、住所、組織機構コード、登録地、持分構造、投資金額、登録資本、実質支配者、組織形態、経営範囲、連絡担当者及び連絡方法が含まれる。
- (四) 前年度における外国投資企業の経営状況情報。これには、業界領域、主要な製品又はサービス、輸出入、雇用状況、納税、研究開発等が含まれる。
- (五) 前年度における外国投資企業の財務会計情報。これには、資産、負債、所有者持分、収入、費用、利益等が含まれる。
- (六) 前年度における外国投資企業及び外国投資家並びにその関連者が展開する投資及び輸出入貿易の状況等
- (七) 前年度に外国投資企業が国内外で関係した重大な訴訟、行政再審議、行政又は刑事処罰及び本法第8章【苦情調整処理】により提起された苦情申立て等の関係状況

外国投資家の中国国内における投資が外国投資企業の設立又は変更に及ばない場合には、毎年4月30日までに、年次報告を提出しなければならない。その内容には、前項第(一)及び(二)号所定の情報並びに前年度における投資資産取引及び投資収益の状況が含まれる。

外国投資主管部門は、前2項所定の情報に関連する資料を補充提出するよう外国投資家又は外国投資企業に要求することができる。

第93条【年次報告の内容—ポートフォリオ投資】

外国投資家が国内の上場会社の株式の10%未満を購入し、かつ、国内上場会社の支配権の変化を生じさせていない場合には、国内上場会社の株式を購入した外国投資家は、毎年4月30日までに、次の各号に掲げる情報を含んだ年次報告を提出しなければならない。

- (一) 外国投資家の名称、住所、登録地、実質支配者、組織形態、主たる事業、連絡担当者及び連絡方法
- (二) 上場会社の名称、株式取引コード及び経営範囲
- (三) 前年度における株式の取引状況

第94条【重点外国投資企業の四半期報告】

外国投資家によって支配されている外国投資企業で、その資産総額、売上高若しくは営業収入が100億人民元を超えるもの又はその子会社数が10社を超えるものは、各四半期の終了後30日以内に、四半期の経営状況情報及び財務会計情報を報告しなければならない。

第95条【整理統合報告】

外国投資企業は、自身が直接又は間接に支配する国内企業の関連情報を整理統合した上で一括報告しなければならない。

第5節 外国投資統計

第96条【外国投資統計】

国务院の外国投資主管部門は、「統計法」及び国の関係規定により、外国投資統計調査

制度及び統計標準を確立して健全化し、全国範囲内の外国投資統計調査業務を組織、調整及び管理し、外国投資家及び外国投資企業の情報報告の内容を併せ考慮して統計分析を展開し、統計データを発表し、かつ、档案管理、データ情報の共有及び対外交渉業務を適切に行う。

第97条【統計報告】

国務院の外国投資主管部門は、外国投資家及び外国投資企業が提出した情報報告の関連内容について集約及び整理を行い、外国投資統計報告を作成し、かつ、発布する。

第98条【情報提供義務】

国務院の外国投資主管部門は、外国投資統計業務を展開する際に、関連情報及びデータの提供を関係する地方及び部門に法により要求することができ、関係する地方及び部門は、これに協力しなければならない。

第99条【統計データの共有】

国務院の外国投資主管部門は、法により関連部門に対して外国投資統計データを提供しなければならない。

第6章 投資促進**第100条【投資促進メカニズム】**

国は、外国投資発展戦略を制定し、外国投資促進メカニズムを確立及び完全化し、外国投資が我が国の国民経済及び社会発展に適したものとなるよう誘導し、外国投資利用の品質及び水準を引き上げる。

第101条【投資促進政策】

国は、法により財政、税収、金融、人材、産業、教育訓練、研究開発等の方面の政策措置を制定し、外国投資を促進する。

第102条【業界・地域政策】

国は、国内における経済社会の発展及び産業シフトの情勢のニーズに基づき、外国投資家が国の奨励する業界領域並びに特殊経済区域、民族自治地方及び経済未発達地区において投資し、製品、サービス又は技術の先進的な外国投資企業を設立するよう促進する。

第103条【投資促進サービス】

国は、外国投資公共サービス体系を確立し、外国投資家及びその他の社会公衆に対して外国投資に関連する法律法規、政策措置、投資プロジェクト及び情報等の方面における投資促進サービスを提供する。

第104条【投資促進秩序】

国は、合理的かつ規範的な投資促進秩序の確立を推進する。

国家の安全、社会公共の利益、公衆の生命健康、生態環境、労働者の権益等を損なう方式にて外国投資を奨励してはならない。

第105条【国際投資促進機構】

国は、国際投資促進機構による外国投資促進活動の組織・展開を支持する。国際投資促進機構は、国務院の外国投資主管部門の指導の下で、次の各号に掲げる職責を履行する。

- (一) 外国投資に関する国の戦略計画及び政策措置の実施
- (二) 全国投資環境評価体系の確立及び実施

- (三) 全国的な外国投資に係る公共情報、プロジェクト及びコンサルティングサービス・プラットフォームの構築
- (四) 全国的な投資促進活動及び投資促進教育訓練業務の展開
- (五) 海外投資促進代表機構の設立
- (六) 他の国又は地域の投資促進機構及び国際投資促進組織との交流及び協力の展開
- (七) 外国投資家からの苦情を受付及び調整処理し、外国投資家及び外国投資企業の適法な権益の維持保護に協力する。

第 106 条【国際投資交流プラットフォーム】

国際投資促進機構は、国際投資交流プラットフォームを構築運営し、クロスボーダー投資を推進及び促進する。

第 107 条【投資情報ウェブサイト及びデータバンク】

国際投資促進機構は、国際投資促進ウェブサイト及び国際投資プロジェクトのデータバンクを確立及び完全化する。

第 108 条【地方投資の促進】

国は、各地方が国際投資促進業務のメカニズムを確立及び完全化し、専門の投資促進機構を設立することを奨励する。

第 109 条【特殊経済区域】

国務院は、特殊経済区域を設置して、外国投資を促進し、対外開放を拡大することができる。

第 110 条【特殊経済区域の管理】

国務院の外国投資主管部門及び関連主管部門は、各自の職責に基づいて、特殊経済区域に対し指導、サービス及び管理を行う。

第 7 章 投資保護

第 111 条【公用徴収】

特段の場合を除き、国は、外国投資に対して公用徴収を実行しない。

国は、社会公共の利益の必要に基づき、外国投資に対して公用徴収を実行する場合には、法定の従って行い、かつ、法により補償を与えなければならない。

第 112 条【公用使用】

応急処置、災害救助等の緊急の必要性のために、法律所定の権限及び手続により、外国投資家及び外国投資企業の中国国内における不動産又は動産を公用使用することができる。

外国投資家及び外国投資企業の中国国内における不動産又は動産を公用使用する場合には、法により合理的な使用料を支払わなければならない。公用使用された不動産又は動産は、使用後に、被公用使用者へ返還しなければならない。公用使用された不動産又は動産が毀損又は滅失した場合には、法により補償をしなければならない。

第 113 条【国家賠償】

国家機関及びその職員が違法に職権を行使して外国投資家及び外国投資企業に損害をもたらした場合には、外国投資家及び外国投資企業は、法により賠償を請求する権利を有する。

第 114 条【移転】

法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除き、国は、外国投資家の出資、利益、資産処分所得、法により獲得した補償又は賠償等の適法な財産の自由な転入又は転出を許可する。

第 115 条【透明度】

国は、外国投資に関する法律法規及び司法判決を法により遅滞なく公布する。

外国投資家及び外国投資企業は、法により法律法規制定手続に参画し、かつ、評論意見を表明することができる。

第 116 条【知的財産権の保護】

国は、外国投資家及び外国投資企業の知的財産権を法により保護する。

第 117 条【商会・協会】

外国投資家及び外国投資企業は、商会及び協会を法により設立し、及びこれに自由意思により参加し、法律法規及び組織規約所定の範囲内において関連する活動を展開し、自身の権益を維持保護することができる。

第 118 条【紛争の解決】

外国投資家の中国国内における投資及び経営活動中に紛争が発生した場合には、関連する法律法規により、協議、調停、苦情申立て、再審議、仲裁又は訴訟等の方式により解決することができる。

第 8 章 苦情調整処理

第 119 条【苦情調整処理メカニズム】

国は、外国投資苦情調整処理メカニズムを確立し、外国投資家及び外国投資企業と行政機関との間における投資紛争の調整及び処理に責任を負う。

第 120 条【苦情調整処理センターの職責】

国際投資促進機構は、全国外国投資苦情調整処理センターを設置し、全国範囲内における影響の重大な外国投資苦情事項を調整処理し、次の各号に掲げる職責を履行する。

- (一) 外国投資苦情事項の受理及び移送をする。
- (二) 関係する地方及び部門と外国投資苦情事項を調整処理する。
- (三) 外国投資苦情事項処理方案の実行状況について督促及び検査をする。
- (四) 外国投資苦情事項の具体的な状況に基づき、関係する地方及び部門に対して政策の完全化及び業務改善に係る提言を申し入れる。
- (五) 外国投資苦情状況を研究分析し、国务院の外国投資主管部門に対して報告を提出する。

第 121 条【協力要請】

外国投資苦情調整処理業務の必要に基づき、全国外国投資苦情調整処理センターは、状況の説明、資料の提供及びその他の必要な協力を関係する地方及び部門に要求することができる。

第 122 条【調整処理の提言】

全国外国投資苦情調整処理センターが本法第 120 条【苦情調整処理センターの職責】に基づき、関係する地方及び部門に対して提言を申し入れた場合には、関係する地方及び

部門は、処理を行い、かつ、遅滞なく処理状況をフィードバックしなければならない。

第123条【苦情調整処理機構】

県級以上の地方各級の人民政府は、必要に基づいて外国投資苦情調整処理機構を設置し、当該管轄区内において、投資紛争における外国投資家及び外国投資企業の行政機関に対する苦情を受理及び調整処理し、かつ、全国外国投資苦情調整処理センターから引き渡された苦情事項の処理に責任を負う。

第124条【苦情調整処理の原則】

外国投資苦情調整処理機構は、公平、公正、適法という原則に則り、本法及び関連する法律法規の規定により、苦情を調整処理する。

第125条【事実に基づいた苦情申立て】

外国投資家及び外国投資企業は、苦情を申し立てる場合には、状況をありのままに訴え、相応の証拠を提供し、かつ、外国投資苦情調整処理機構が業務を展開するのに協力しなければならない。

第9章 監督検査

第126条【監督検査】

外国投資主管部門は、外国投資家及び外国投資企業が本法を遵守しているか否かについての監督検査を強化しなければならない。

工商、税務、外貨、監査等その他の行政主管部門は、法により監督検査職能を履行する。

第127条【監督検査の始動】

外国投資主管部門は、次の各号に掲げる事由に基づき外国投資家及び外国投資企業に対する監督検査を始動することができる。

- (一) 定期サンプリング検査
- (二) 通報に基づく検査の実施
- (三) 関係部門及び司法機関の提言及び報告された状況に基づく検査の実施
- (四) その他職権により始動する検査

第128条【サンプリング検査】

サンプリング検査は、非対象特定サンプリング検査及び対象特定サンプリング検査に分かれる。

非対象特定サンプリング検査とは、外国投資主管部門が検査対象者及び被検査事項を無作為に確定するものをいい、対象特定サンプリング検査とは、外国投資主管部門が外国投資類型、経営規模、所属業界、地理的エリア等特定の条件に従って検査対象者を無作為に確定するものをいう。

第129条【通報】

本法に違反している疑いのある行為については、いかなる単位及び個人も、外国投資主管部門に対して通報する権利を有する。

通報者は、秘密を保持するよう外国投資主管部門に要求することができる。

第130条【通報に対する事実確認】

通報者は、通報者の基本状況、被通報者の基本状況、並びに本法に違反している疑いのある関連事実及び証拠を提供しなければならない。

外国投資主管部門は、必要であると認める場合には、事実確認を行わなければならない。

第131条【検査内容】

検査内容には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- (一) 実施禁止目録に明記された領域において投資を実施しているか否か
- (二) 実施制限目録に明記された領域において無許可で投資を実施しているか否か
- (三) 参入許可決定に付加された条件を遵守しているか否か
- (四) 国家安全審査決定に付加された制限的条件を遵守しているか否か
- (五) 情報報告義務を履行しているか否か
- (六) 外国投資主管部門が下した行政処罰決定を履行しているか否か
- (七) 国家の安全及び社会公共の利益を害する行為が存在しているか否か
- (八) その他本法に違反する状況が存在しているか否か

第132条【検査方式】

外国投資主管部門は、検査業務を展開する場合には、ネット監視、質問状調査、実地調査等の方式を採用することができる。

第133条【実地調査】

外国投資主管部門が実地調査業務を展開する場合には、検査人員は2人を下回ってはならず、検査にあたって証書を提示しなければならない。検査人員は、実地調査記録表を作成して調査状況をありのままに記録し、かつ、検査対象の企業又は人員から署名又は押印を受けなければならない。署名又は押印を取得することができない場合には、検査人員は、理由を注記しなければならない。必要であれば関係者を立会人として招請することができる。

第134条【専門的結論】

検査の必要に応じ、外国投資主管部門は、会計士事務所、税務師事務所、弁護士事務所等の専門機構に委託して、出資検査、監査、鑑定証明、コンサルティング等の専門サービスを提供させることができる。

外国投資主管部門は、他の政府部門が下した検査及び調査の結果を採用することができる。

第135条【検査への協力】

検査の際に、外国投資主管部門は、関係資料を法により閲覧すること、又は検査対象者にその提供を要求することができ、検査対象者は、ありのままに提供しなければならない。

第136条【検査規律】

外国投資主管部門は、検査を実施する際に、検査対象者の正常な生産経営活動を妨げてはならず、検査対象者が提供する財物又はサービスを受け入れてはならず、その他の不法な利益を謀ってはならない。

第137条【検査の処理】

検査対象者に本法違反行為が存在するおそれがあることに検査中に気付いた場合には、外国投資主管部門は、法により調査を展開ことができ、調査の結果、違法行為の存在を確認した場合には、本法第10章【法的責任】の規定に基づき処罰を与える。

第138条【情報共有】

外国投資主管部門その他の関係行政主管部門は、外国投資管理の情報共有を実現しなければならない。

第 139 条【地方検査】

国务院の外国投資主管部門は、全国外国投資監督検査業務の指導に責任を負い、必要に応じて検査業務を展開し、又は地方外国投資主管部門を組織して展開させる。

県級以上の地方各級人民政府の外国投資主管部門は、当該管轄区の外国投資検査業務を組織又は展開することに責任を負う。

第 140 条【地方検査に対する指導及び監督】

上級外国投資主管部門は、下級外国投資主管部門による検査業務の展開に対する指導及び監督を強化し、遅滞なく関係違法行為を是正しなければならない。

第 141 条【信義誠実档案】

国务院の外国投資主管部門は、外国投資信義誠実档案システムを確立する。

外国投資信義誠実档案システムに記録する情報には、外国投資家及び外国投資企業が設立登記、生産経営等の活動中に形成した情報、並びに外国投資主管部門その他の主管部門が監督検査中に把握した、それらの信義誠実状況を反映した情報が含まれる。

外国投資信義誠実档案システムに係る管理の具体的な方法については、国务院が別途定める。

第 142 条【信義誠実情報の公開】

外国投資主管部門は、関係する外国投資家及び外国投資企業の信義誠実情報を法により公開することができる。

社会公衆は、外国投資家及び外国投資企業の信義誠実情報の照会を申請することができる。

前 2 項により公開又は他の人員に開示される信義誠実情報には、外国投資家及び外国投資企業の商業秘密及びプライバシーが含まれてはならない。但し、法律又は行政法规に別段の定めのある場合を除く。

第 143 条【信義誠実情報の修正】

外国投資家及び外国投資企業は、外国投資信義誠実档案システム中の自身の信義誠実情報を照会ことができ、関係情報の記録について不完全であり、又は誤りのあることを認めた場合には、関連する証明資料を提供し、かつ、修正を申請することができる。調査の結果、事実であった場合には、修正をする。

第 10 章 法的責任

第 144 条【禁止目録内における投資】

外国投資家を実施禁止目録に明記された領域において投資した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、投資の実施を停止して期限内に出資持分又はその他の資産を処分するよう命じ、不法所得を没収し、かつ、10 万元以上 100 万元以下又は不法投資額の 10%以下の過料を科さなければならない。

第 145 条【参入許可規定違反】

外国投資家を実施制限目録に明記された領域において無許可で投資した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、投資を停止して期限内に出資持分又はその他の資産を処分するよう命じ、不法所得を没収し、かつ、10 万元以上 100 万元以下又は不法投資額の 10%以下の過料を科さなければならない。

外国投資家が外国投資参入許可の付加条件に違反した場合には、許可決定を下した外国投資主管部門は、期限を定めて是正するよう命じ、かつ、5万元以上50万元以下又は投資額の5%以下の過料を科さなければならない。期限を徒過して是正されない場合、又は情状が重大である場合には、外国投資主管部門は、参入許可を取り消すことができる。

第146条【国家安全審査規定違反】

外国投資家に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、国务院の外国投資主管部門は、期限を定めて是正するよう命じ、10万元以上100万元以下又は投資額の10%以下の過料を科さなければならない。かつ、本法第56条【安全審査の再実施】の規定により国家安全審査を再提起することができる。

（一）国家安全審査の過程において関係状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供し、又は虚偽の陳述を行っていた場合

（二）国家安全審査決定において付加された制限的条件に違反した場合

第147条【情報報告義務違反による行政上の法的責任】

外国投資家又は外国投資企業が本法の規定に違反し、情報報告義務について期限どおりに履行することができず、若しくは履行を回避した場合、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠蔽し、誤導性若しくは虚偽の情報を提供した場合には、投資所在地の省、自治区又は直轄市人民政府の外国投資主管部門は、期限を定めて是正するよう命じなければならない。期限を徒過して是正されない場合、又は情状が重大である場合には、5万元以上50万元以下又は投資額の5%以下の過料を科す。

第148条【情報報告義務違反による刑事上の法的責任】

外国投資家又は外国投資企業が本法の規定に違反して情報報告義務の履行を回避した場合、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠蔽し、誤導性若しくは虚偽の情報を提供し、情状が特に重大である場合には、単位を罰金に処し、当該単位の直接に責任を負う主管人員その他の責任者については、1年以下の有期懲役又は拘役に処す。

第149条【回避行為の法的責任】

外国投資家及び外国投資企業が名義借り、信託、マルチレベル再投資、リース、請負、融資アレンジ、合意支配、国外取引その他何らかの方式をもって本法の規定を回避し、実施禁止目録に明記された領域において投資し、実施制限目録に明記された領域において無許可で投資し、又は本法所定の情報報告義務に違反した場合には、それぞれ本法第144条【禁止目録内における投資】、第145条【参入許可規定違反】、第147条【情報報告義務違反による行政上の法的責任】又は第148条【情報報告義務違反による刑事上の法的責任】により処罰を行う。

第150条【強制執行措置】

外国投資家及び外国投資企業が期限を徒過しても外国投資主管部門が下した行政処罰決定を履行しない場合には、外国投資主管部門は、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

（一）期限が到来しても過料を納付しない場合には、1日あたり過料額の1万分の5の割合に従って過料を加算する。

（二）法律の規定に基づき、封印又は差押えをした財物を競売にかけ、又は凍結した預金を振り替えて過料に充当する。

（三）人民法院に強制執行を申し立てる。

第151条【証書・許可証の取消し及び刑事上の法的責任】

外国投資家及び外国投資企業が本法の規定に違反した場合には、関連する業界主管部門は、法により許可証を取り消すことができ、工商行政管理部門は、法により外国投資企業の営業許可証を取り消すことができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第152条【管理部門の職員の法的責任】

外国投資主管部門及びその他の関連管理部門の職員に、職責の履行中、私利を図って不正行為をし、職権を濫用し、又は職務を懈怠する行為があった場合には、法により行政処分を与える。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第11章 附則

第153条【発効前存続企業】

本法の発効前に法により存続する外国投資企業は、本章に別段の定めがある場合を除き、本法の規定を適用しなければならない。

第154条【発効前存続企業の変更】

本法の発効前に法により存続する外国投資企業で、本法の発効後に経営事項を変更し、本法の規定により参入許可を申請しなければならない事由に該当するものは、参入許可を申請しなければならない。

本法の発効前に法により存続する外国投資企業で、本法の発効後に投資金額を新規増加し実施制限目録中所定の基準に達したものは、参入許可を申請しなければならない。

第155条【既存条件下での経営継続】

本法の発効前に法により存続する外国投資企業は、当初認可された経営範囲、期限その他の条件下で経営を継続することができる。

第156条【経営期間】

本法の発効後に、投資の各当事者は、経営期間を自ら約定することができる。但し、外国投資主管部門が本法の関係規定により下したものが経営期間を参入許可条件としている場合を除く。

本法の公布後・発効前に経営期間が満了し、投資の各当事者が経営を継続する意思を有している場合には、本法の発効後に工商行政管理機関に対して変更手続を行うことができる。

投資の各当事者が経営期間を自ら約定又は変更して第三者の権益を損なった場合には、第三者は、関連する法律法規により権利を主張することができる。

第157条【企業の組織形態及び組織機構の変更】

本法の発効前に法により存続する外国投資企業は、本法の発効後3年以内に「会社法」、「組合企業法」、「個人独資企業法」等の法律法規に従って企業の組織形態及び組織機構を変更しなければならない。但し、企業の既存経営期間が本法の発効後3年以内に満了し、かつ、経営期間を延長する予定である場合には、企業の既存経営期間内に変更を行わなければならない。

前項の規定により変更を完了するまでは、引き続き「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」中の企業組織形態及び組織機構に関する規定を適用する。

第158条【合意支配の取扱い】

（“「中華人民共和國外国投資法（草案意見募集稿）」に関する説明”参照。）

第159条【外国国籍の取得】

中国国籍を有する自然人が外国国籍を取得した場合には、当該自然人の中国国内における投資は、本法の発効前又は後のいずれに発生したかにかかわらず、外国投資に該当し、本法の関連規定を適用しなければならない。但し、国務院に別段の定めのある場合を除く。

第160条【外国永久居留権の取得】

中国国籍を有する自然人が外国永久居留権を取得した場合で、関係する法律又は行政法規に、その中国国内における投資の待遇に別段の定めがあるものについては、当該規定による。

第161条【中国永久居留権の取得】

外国国籍を有する自然人が中国永久居留権を取得した場合で、関係する法律又は行政法規に、その中国国内における投資の待遇に別段の定めがあるものについては、当該規定による。

第162条【台湾同胞による投資】

台湾同胞の投資家が大陸において投資する場合には、本法を準用する。但し、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

台湾同胞の投資家の大陸における投資に対する特別待遇については、国務院が別途定める。

第163条【香港・マカオ同胞及び華僑による投資】

香港・マカオ同胞の投資家及び華僑が内地において投資する場合には、本法を準用する。但し、法律又は行政法規に別段の定めのある場合を除く。

香港・マカオ同胞の投資家及び華僑の内地における投資に対する特別待遇については、国務院が別途定める。

第164条【法律の適用】

外国投資家が締結する、中国国内において履行する投資契約には、中国法を適用する。

第165条【対応措置】

いずれかの国又は地域が中国の投資家及びその投資に対して差別的な措置を講じた場合には、国は、実際の状況に応じて相応の措置を講ずることができる。

第166条【金融領域における外国投資】

外国投資家が銀行、証券、保険等の金融領域に投資する場合には、関連する金融主管部門が関係する法律及び行政法規により参入許可及び監督検査を実施する。

第167条【計算通貨】

外国投資の管理及び統計には、人民幣を主要計算通貨として採用する。

第168条【当該数を含むか否か】

本法にいう“以上”、“以下”、“達する”には当該数を含み、“超える”、“下回る”、“未滿”には、当該数を含まない。

第169条【実施弁法】

国務院は、本法により実施弁法を制定することができる。

第170条【発効】

本法は、20 年 月 日から施行する。「中外合弁経営企業法」、「外資企業法」及び「中

外合作経営企業法」は、同時にこれらを廃止する。

（法令原文名称：中華人民共和國外國投資法（草案征求意见稿））

シティユーワ法律事務所